

参考資料2

府食第35号
平成15年7月31日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅彌

厚生労働省発食安第0701017号における酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムに係る食品健康影響評価の結果の通知について

厚生労働省発食安第0701017号（平成15年7月1日付）で貴省より当委員会に対し意見を求められた酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので通知します。

なお、本件の調査審議の過程において、別添の意見を併せて伝えるべきとされたので申し添えます。

記

酸化マグネシウム及び炭酸マグネシウムについて薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会において行われた「その安全性は他のマグネシウム塩と同程度であると考えた」との評価の結果は、当委員会として妥当と考える。

(別添)

栄養強化の目的でマグネシウム塩類を添加した場合には、乳幼児～小児がマグネシウムを過剰に摂取するがないよう、注意喚起の表示を行う等、適切な措置が講じられるべきである。